

3-5 生活福祉資金貸付

No	自治体名 【更新日】	内容	対象	手続	連絡先	URL	QR
0	緊急小口貸付 【20200828更新】	<p>■貸付限度額：<b>10万円以内</b>（一世帯一回限り）。次の場合は<b>20万円以内</b>（①世帯員の中に被災による死亡者がいる ②世帯員に要介護者がいる ③4人以上の世帯 ④世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子供がいる）</p> <p>■据置期間：貸付日から1年以内</p> <p>■償還期限：据置期間経過後2年以内</p> <p>■<b>無利子で保証人は不要</b></p> <p>■指定する口座に送金</p>	<p>■貸付対象：令和2年7月豪雨で被災された方で、被災自治体に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯</p>	<p>■申込窓口：①住所を有する市町村社協 ②避難している避難所等が所在する市町村社協 ③県外避難している場合は避難先の市町村社協</p> <p>■受付日時：8月11日から。土日祝除く 10：00～16：00</p> <p>■必要書類等： ①雇災証明書又は被災証明書の写し ②住民票（世帯全員・続柄・発行3か月以内） ③身分証明書 ④印鑑（ない場合はご相談） ⑤送金先の通帳又はキャッシュカード</p>	熊本県社会福祉協議会 096-324-5475	<a href="http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kijij/pub/detail.asp?c_id=16&amp;id=1429&amp;ype=top">http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kijij/pub/detail.asp?c_id=16&amp;id=1429&amp;ype=top</a>	